

# 行政機関に対する公益通報のご案内

近年事業者内部からの通報（いわゆる内部告発）を契機として、国民生活や安全を損なうような企業の不祥事が相次いで明らかになりました。そこで、法令違反行為を通報した労働者を解雇等の不利益取扱いから保護し、事業者の法令遵守行為を強化するため、「公益通報者保護法」が制定されました。これに伴い、宇治市においても、平成23年1月より行政機関に対する公益通報の処理及び相談を受け付ける窓口を設置しています。

## 行政機関に対する公益通報のポイント

### 保護の対象となる通報者

対象事業者を労務提供先とする労働者、1年以内の退職者、役員  
対象事業者を労務提供先とする派遣労働者、1年以内の退職者、役員  
請負契約等により対象事業者の事業に従事する、請負事業者の役員、従業員等

### 通報対象となる行為

法令（これに基づく命令、処分を含み、条例、規則は含まれません。）に違反する行為で、当該行為について市に処分又は勧告等をする権限があるもの

対象事業者とは法令違反行為等が生じ、又は生じようとしている事業者をいいます。

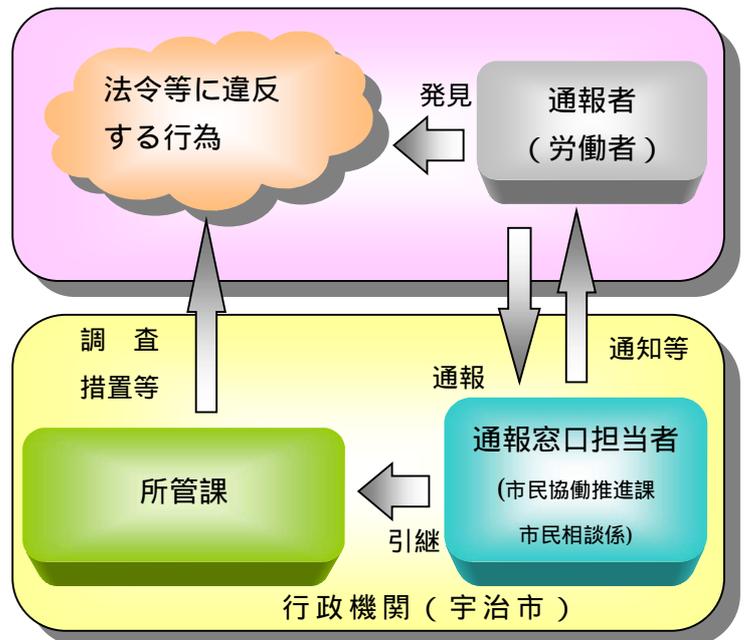
### 通報者の保護の内容

対象事業者は、通報をしたことを理由として以下のような不利益な取扱いをすることが禁止されています。

- ・ 通報をしたことを理由とする解雇は無効であり、その他の不利益な取扱い（降格、減給等）も禁止されています。
- ・ 派遣労働者が派遣先で生じている法令違反行為を通報しても、それを理由とする労働者派遣契約の解除は無効であり、派遣労働者の交代を求めること等も禁止されています。

通報処理を行うにあたっては、通報者の個人情報等を漏らすことはありません。

### 公益通報の流れ



## 通 報 窓 口

公益通報またはその相談は、以下の電話、専用 e-mail のほか、文書、面談により受け付けます。

通報窓口 総務・市民協働部市民協働推進課市民相談係

電話番号 0774-20-8713 FAX番号 0774-20-8693

専用 e-mail kouekitsuuhou@city.uji.kyoto.jp

### 公益通報をするときの注意事項

- 公益通報をするときは、以下のことを守ってください。
  - ・不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正の目的で通報することはできません。また、客観的事実に基づき、誠実に通報しなければなりません。
  - ・自分が行った通報に基づく調査については協力しなければなりません。
- 公益通報として通報する場合は、自分の氏名、連絡先等について明らかにして通報してください。
  - ・公益通報により知り得た通報者の氏名等は、公にされたり勤務先に教えられたりすることはありません。また、公益通報を行ったことにより、勤務先等が通報者に対して不利益な取扱い（解雇・減給・配置換え等）をすることは禁止されています。
  - ・通報者の氏名、連絡先等が分からない場合、十分な調査ができない場合があります。また、調査結果や措置等の通知をすることができません。
- 通報内容が真実であると信じる相当の理由を証する証拠等の提出を求めます。
- 市や府の条例、規則に違反する行為についての通報は、公益通報者保護法による保護の対象には入りません。
- 宇治市における行政機関に対する公益通報の詳細については、宇治市ホームページ（<http://www.city.uji.kyoto.jp/index.html>）の「公益通報者保護制度」をご覧ください。